

タクシー運転者登録制度の手引き

【個人タクシー編】

平成27年9月

中 部 運 輸 局

1. 登録制度の意味

登録制度とはタクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、新たに法人タクシー運転者となろうとする者等に講習受講を義務づけ、当該講習を修了して登録を受けなければタクシーに運転者として乗務出来ないとしたものです。

2. 個人タクシー事業者乗務証の備付け

個人タクシー事業者は運転者登録制度における運転者登録の対象とはされておらず、法人タクシー乗務員のように講習・登録を行う必要はありません。

しかし、タクシー業務適正化特別措置法第 46 条により乗務時は個人タクシー事業者乗務証（以下「事業者乗務証」）を車内に表示することが義務付けられており、単位地域内の登録実施機関（以下「登録実施機関」という。）から事業者乗務証の交付を受ける必要があります。

3. 事業者乗務証の交付を受けるには

単位地域内で個人タクシーを行うには、次の書類を登録実施機関に提出して行います。

- (1) 事業者乗務証交付申請書（タク特法施行規則 第十四号様式）
- (2) 個人タクシー新規許可書、譲渡譲受認可書等の写し
- (3) 写真 1 枚（申請日前 6 ヶ月以内に撮影した 5 cm 正方形の無帽単独写真）
- (4) 運転免許証の写し

4. 事業者乗務証の訂正

個人タクシー事業者は、事業者乗務証の記載事項（氏名、運転免許の有効期限）に変更があったときは、直ちに訂正申請書（タク特法施行規則 第十五号様式）に事業者乗務証を添付して登録実施機関に提出し訂正を受けなければなりません。

5. 事業者乗務証の再交付

事業者乗務証を汚損・紛失があったときは再交付申請書（タク特法施行規則第十五号様式）に申請用写真を添付し、運転免許証を写しを提出することにより再交付を受けることができます。

汚損の場合は汚損した事業者乗務証を添付し、紛失の場合は紛失に係る理由書を添付して登録実施機関に提出して手続きして下さい。

6. 事業者乗務証の返納

個人タクシー事業者は、個人タクシー事業を行わないこととなったときは直ちに「事業者乗務証返納届」に運転者証を添付して、登録実施機関に返納しなければなりません。

7. 事業者乗務証の譲渡等の禁止

個人タクシー事業者は、事業者乗務証の改ざん、他人への譲渡・貸与等を行うことは、厳に禁止されています。